

コロナ感染の危険にさらした 「サービック会社」「竹腰所長、山崎副所長」 を相手に萩原さんが損害賠償請求!!

**無茶な業務指示(課題提出)を出され、それに従わなければ
無茶苦茶な対応(コロナ感染の危険にさらす自宅待機外し)されて
黙っていられるか!!**

8月5日、関西新幹線サービック新大阪第一事業所へ出向している萩原光廣さんは、コロナウイルス感染拡大防止対策としての自宅待機を、労務管理に利用する自宅待機外しは不法な扱いであるとして、関西新幹線サービック、第一事業所竹腰所長、山崎副所長を相手に損害賠償を求めて提訴しました。

4月からサービック会社のコロナウイルス感染拡大防止対策として始まった自宅待機は、なぜか第一事業所だけが自宅待機の勤務認証を「就業規則第44条第6号に定める有給休暇として取り扱う」と掲示で周知しました。同時に、その有給休暇である自宅待機にあらうことか課題を課して提出を強要しました。

第一事業所へ出向している東海労組合員は、有給休暇である自宅待機に課題提出はおかしいと職場で問題にしました。同時に関西新幹線地本は、サービック本社に対して、課題提出をやめることと、課題未提出者に対して不利益扱いをしないよう抗議しました。

サービック会社は、東海労組合員及び東海労組合員以外の未提出者に対し、5月24日までは自宅待機を指定しました。しかし、「(竹腰所長が)課題を提出しない人は自宅待機させない」ということが明らかになり、それ以降、自宅待機の勤務指定がなくなりました。課題を提出しない人に対して、不法な自宅待機外しが行われるようになりました。自宅待機のところが自宅待機外しによって出勤となり、コロナ感染の危険にさらされることになりました。サービック会社、竹腰所長、山崎副所長による自宅待機外しは、課題未提出者に対して「コロナに感染して死ね!」と言っていることなのです。

萩原さんは、サービック会社、第一事業所竹腰所長、山崎副所長による不法な勤務の取り扱いに対して、黙って言うことを聞くわけにはいかず損害賠書を請求しました。

関西地区分会は、萩原さんと職場からおかしいことはおかしいと声を上げ、共に裁判闘争を闘っていきます。